

開催日時：令和 5 年 7 月 14 日（金）10：28～13：53

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、中野晶子内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 5 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 10：管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等（デジタル庁、厚生労働省）>

（大橋部会長）まず免許等照合書について、そもそもこのような発行事務を地方公共団体に求める場合、法令で定めるべきであって、課長通知で求めているということ自体が、不相当であると判断している。この事務を、オンライン化に伴い不要にする方向で検討いただけるということで、ぜひ進めていただきたいが、スケジュールは怎么样了なっているか。

（厚生労働省）まずは、資格確認を令和 6 年度に向けて行い、受験の申請についてはそれ以降に順次取り組んでいきたいと考えている。

（大橋部会長）そもそも、免許の照合書を求めるような事務は、他の国家試験であれば、写し等で簡略化している。先ほど言ったように、制度根拠からしても非常に疑義があるので、免許等照合書の発行を前提にしたオンライン化のスケジュールではなく、そもそも、この事務はすぐに廃止していただきたいという前提でスケジュールをお聞きしたい。

（厚生労働省）要するに、栄養士免許を持っているかどうかということを確認するために、制度創設以来お願いしてきている。ただ、これは紙を前提としているため、オンライン化には一定の意義があると思う。

ただ、御指摘のとおり、法的にこの事務が適切なのかという論点はあると思う。また、紙を前提とした中で、確実な手段としてこのような手続が定められたものと理解している。オンライン化をすると、条件が全く変わってくるので、その時は廃止を含めて検討させていただきたい。

（大橋部会長）そもそもこのような事務で地方公共団体に負担をかけるということ自体が問題だという前提で、廃止してもいいようなものが残っているという認識である。他の国家資格では写しで対応できているので、次のヒアリングまでに、廃止するか代替案を考えていただくということをお願いしたい。

（厚生労働省）ほかにどういうことがあり得るかどうかは、検討させていただく。

試験の適正な実施のために、今まで都道府県にお願いしてきている。きちんとした試験申請をしていただく前提で、オンライン化の中で検討していきたいと考えている。

（大橋部会長）こちらの認識としては、この事務自体がイレギュラーな仕組みなので、オンライン化という問題ではなくて、事務自体を即刻廃止していただきたいと考えているので、検討をお願いしたい。次に、管理栄養士国家試験の受験資格に関して、確かに管理栄養士国家試験というのは、資格試験として伝統があって、由緒ある資格だということは存じている。ただ、栄養士法 5 条の 3 を根拠として管理栄養士国家試験の受験資格に栄養士免許が必要だとする点については、場合によっては法律を改正いただくということなので、5 条の 3 ありきの議論はしたくないと思っている。

その上で、確かに上級資格だから下級資格の取得を要件とするという整理もあるかもしれないが、上級資格を取ったら下級資格を兼ねるといような資格は他にもあり、わざわざ上級資格を取るために下級資格まで要求するということが本当に必要なのかという問題意識を持っている。提案団体からは、管理栄養士の資格を取った後に栄養士の資格が有用性を持っているという場面はなく、むしろ更新手続だけ強いられているとのことである。そのため、先ほどもお話にあった、オンライン化で自治体の業務を軽減するという問題以前に、市民

の方にとっても無用な負担を強いているという認識を持っているのだが、如何か。

(厚生労働省) 御指摘を受け止めたい。

管理栄養士についてだが、まず、管理栄養士養成施設を卒業したうえで、管理栄養士国家試験を合格すると免許をもらえるという仕組みになっている。さらに、管理栄養士養成施設は、同時に栄養士養成施設の指定も受けており、卒業すれば栄養士免許も取得できる仕組みである。

確かに御指摘のとおり、管理栄養士国家試験を受けた方について、もともとの趣旨は二階建てであり、より高度で裾野のある資格ということだが、現実の運用では、管理栄養士国家試験を合格できない方もいる。そのような方は、栄養士免許を取得できないということになるので、単なる事務手続だけではなくて、いろいろな観点からの慎重な検討が必要かと思う。

(大橋部会長) ただ、管理栄養士国家資格を取得した方にとっては、栄養士免許の取得を強いられて、しかもそれにより、その事務をやる地方公共団体の業務も発生し、さらにその資格を持ち続けることで更新手続も必要になる。それが非常に負担になっているということが地方公共団体から出ているので、二階建ての仕組みについて再考していただきたい。

それで、先ほどおっしゃったように、一定のメリットはあるかもしれないが、デメリットのほうが大きいということが提案団体から出てきているので、そこの確認をお願いしたい。

(厚生労働省) 管理栄養士国家試験の合格率は大体9割と承知している。それなりの方が、管理栄養士国家試験を合格できないという中で栄養士免許を不要にすると、いわば不利益変更のようにはなってしまうので、事務だけで考えることはできない。

(石井構成員) 国家資格等のデジタル化のスケジュール感に関して、社会保障・税に関する資格については、デジタル化の検討を進めていくという方針が示されているが、それ以外の分野を含む国家資格等で、マイナンバー法の改正によって盛り込まれたものについてのデジタル化というのは、どういうスケジュール感で進めていくのか。

(デジタル庁) 今年成立したマイナンバー法等の一部改正に盛り込まれている社会保障以外の分野を含む国家資格等のうち、早いものは令和6年度から一部始まるが、多くの資格は、それを踏まえたシステム等の検討もあるため、令和7年度以降順次対応していく。

(大橋部会長) こちらとしては、デジタル化の手続の前に、管理栄養士国家資格の受験資格に栄養士免許が本当に必要かどうかについて納得していない。

(高橋構成員) 要するに、管理栄養士国家試験を取得しようとしたときに、栄養士免許を取得していない人でも、管理栄養士国家試験に受ければ、栄養士免許を取得したものと同みなす。こういう、みなし規定を置くことは技術的に可能だと思う。

先ほど不利益変更とおっしゃった。しかし、不合格だった人は、別で独自に栄養士免許を申請して、取得すればよく、そこを理由にして、もろもろ検討しなければいけないとすることはできないのではないか。

(厚生労働省) その時は個別の申請行為になるため、事務の合理化という面からは、逆方向になるという考え方もあるだろう。現在は個別の申請行為をしなくていいという運用になっているため、そこは慎重な検討が必要だと考える。

(大橋部会長) それでも、受験の手間とそれに関する事務手続というのが確実に発生しているので、個別に申請行為をするよりも負担が重いという受け止めだと思う。

(厚生労働省) 栄養士の免許は受験の手間はなく、養成施設を卒業すれば取得できるという運用になっている。

(高橋構成員) 栄養士免許を申請するタイミングに、制限はあるのか。

(厚生労働省) ない。

(高橋構成員) タイミングに制限がないのであれば、本人の判断で栄養士免許を申請すればよいと考えるがいかか。

(厚生労働省) いずれにせよ、個別申請となると事務負担の問題は軽視できないと思う。

(伊藤構成員) 管理栄養士試験に落ちた方が個別に栄養士資格を申請するという手続の手間はあるが、提案団体では、そこを踏まえても、一律に手続をすることのほうが負担であるということで、今回、提案が出ている。先ほど高橋構成員からお話があったとおり、管理栄養士国家試験に合格した人は、栄養士の資格を取ったとみなすという形での整理はできないのか。

(厚生労働省) それについては、いろいろな選択肢があるかもしれないが、栄養士法の趣旨と歴史的経緯を鑑み、

同時に大量の処理ができるオンライン化の取組を先行してやらせていただきたいと考えている。

(大橋部会長) これだけ提案が出ていて負担だという声があるため、歴史的経緯ではなく、現時点における手続負担を考えていただきたい。終了の時間になってしまったが、今日の回答では納得していないので、引き続き事務局と相談いただきたい。

(高橋構成員) 立法経緯などをおっしゃっているが、それに関しては全く納得していない。

<通番 24：市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化（こども家庭庁）>

(大橋部会長) 今回の提案団体からの話をまとめてみると、今回「量の見込み」の算出が困難とされている事業については、推計がすごく困難で、時間がものすごくかかっている、もしこれが任意記載事項化されれば、担当者の計画策定に係る業務量が半分くらい削減されるため、できれば、その分、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた具体的な取り組みにより注力したいということであって、計画的に進めたいという御意向は、国も地方も共通だと思う。

「量の見込み」の算出には非常に時間がかかっており、せめてそれをやったことの達成感があれば、地方公共団体のほうも納得できると思うのだが、これだけ苦労してやっても精度が低くて、実際に方策に役に立っているという満足感がなくて、費用対効果が合わないため、他のことに注力させてもらいたいという提案をされているのだと思う。そのため、これが任意記載事項になったからといって、地方公共団体が何もやらないということではないと思う。そのときの手法として、例えば、既に実績を重ねてきているため、利用実績を基礎にしたような進め方というのができないかというのが恐らく提案の根っこには考え方としてある。

あと算出方法について、やはり地方公共団体としては国からの情報提供が、まだ足りていないというか、自分たちとして使えるものをもらった感じがなくて、それを言われているので、そのような情報提供を進めていただきたい。加えて、地方公共団体において実績ベースのやり方で進めさせてもらえるようになれば、大幅に時間の労力軽減ができ、それを地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた具体的な取り組みに向けられる。この方が、皆が幸せになれるのではないかと提案だと思うので、単に任意記載事項化してほしいというような大上段の議論ではなく、そのあたりの各論で折り合うようなお話をさせていただきたいのだが、いかがか。

(こども家庭庁) 問題意識は全く一緒である。任意記載事項にすることで、事業のニーズ自体の記述を削除してしまう可能性を与えるということは、法の建付け上、非常に難しいのではないかと先ほど申し上げたが、部会長がおっしゃったように、我々からいろいろな手法を示して、それに基づいて地方自治体で一生懸命やっていただいても、その割に実態と乖離していれば達成感がないというのは、まさにそのとおりだと思う。その労力を、より住民サービスに直接向けていきたいというのも、おっしゃるとおりだと思う。

ただ、実は令和3年の提案募集の際にも同じ問題意識で我々は答えつつも、令和3年の回答においても、「量の見込み」の算出方法についてはほぼ自由化をしており、地域の実情を踏まえた独自のやり方で結構ですよと、ここに書いてあるのは例示なのだけれども、例えば、地域版の子ども・子育て会議で議論をしていただいて、うちの場合は、こういうやり方で地域の実情を把握していますということであれば、それも一つのやり方であり、そういった様々な自由度というものはあるのですよということを申し上げているつもりである。

一方で反省を込めて申し上げますと、平成24年に子ども・子育て支援法ができてから、基本方針や手引きに基づいて計画を策定していただいているが、手引きがだんだん複雑化してきており、よく見ると「量の見込み」の算出方法は自由ですよと書いてあるものの、算出方法がすごく詳しく書いてあり、恐らくこれを見ると、詳しくやるのが原則であるということが非常に強く印象づけられてしまう可能性もあるので、先ほど実績ベースというお話もいただいたが、それも一つのやり方だと思っている。

当該法律ができた当時、単に実績を横伸ばしするだけではなく、潜在的なニーズもしっかりと捉えるようにと、例えば今、あるサービスについて子育て家庭の利用が非常に少ないため、今後も少なくないやと判断するのではなくて、本当は使いたいけれども供給が足りないから使えないということもあるので、潜在的なニーズもすくい出すようにするために、意向調査等をしてくださいと言っているが、実態としてその精度が高くないということであれば、例えば今までの実績ベースのものに何か修正を加えることによって、潜在的なニーズも把握できるという形があるのであれば、そういうやり方もあるだろうし、幾つかやり方はあると思う。

これは、私の若干個人的なアイデアでもあるが、そういったいろいろなやり方もあり得るため、どうすれば本当に簡素化していいということが現場に伝わるのかということ、我々としても努力をして検討させていただきたい。

(大橋部会長) 骨太の方針 2022 において、計画策定についての原則を政府の方針として閣議決定いただいております、計画行政を進めるときにはなるべく地方自治体の負担感をなくすよう示しているが、子ども・子育て支援事業計画についてもその一環として見直しが必要である。

「量の見込み」の算出方法についてはほぼ自由化されているとおっしゃったが、資料を見ていただくと分かるように、これだけたくさん共同提案団体が手を挙げている。また、手引きを見ると算式が書かれており、これを見たら、皆真面目に計算してしまうと思う。何が根拠なのか分からないなと思いながら計算し、それで皆疲弊してしまっており、何とかしてほしいという声が今回上がっている、恐らく自由化の趣旨が伝わっていないのだと思う。これだけ多くの提案が上がっているということは、令和 3 年の提案からの繰り返しで、現在も算式の拘束力が強いということであり、国と地方自治体で随分認識が違っている。そのため、今回、この提案に沿った形ではっきりと自由化の方針を示し、目標に向けた手段は地方自治体に任せていただきたい。また、事務局と相談の上、具体的な方策についても、例示でこんなものでもいいですよというような形で書いていただくと、地方自治体が安心するのではないか。

(伊藤構成員) 手引きに、地域子ども・子育て支援事業計 13 事業のうち 8 事業については、「量の見込み」を算出するということが書かれており、提案団体等にとっては、これらがかなりの負担感になっている。恐らく、今、任意記載事項としてほしいというのは、この 8 事業という固定的なものもかなり縛りになっているので、そこも含めて、もう少し見込みを算出するときの方法を自由化してほしいと、あるいはそれを具体的に例示してほしいというのが趣旨だと思うが、この 8 事業というのは、どうしても外せないものなのか。

(こども家庭庁) この 8 事業の「量の見込み」は、基本的に地域のサービスの量を確保するために活用するものであるが、国の方でもこれを基に予算を確保し、助成金を出している。

特にこの 8 事業というのが法律に定められている地域子ども・子育て支援事業のメインのものであるため、それらについては、基本的に「量の見込み」を算出してもらっている。

そして、その算出方法のパターンが幾つか用意されており、それぞれの性質に合った式のようなものを例示しているが、それが非常に複雑精緻な感じになっているということだと思う。

提案団体の方も、例えば、放課後児童健全育成事業、これは、いわゆる学童保育と言われているものだが、これについては、比較的フィット率が高いので、この「量の見込み」を算出することは理解できると言っているが、そういった意味でいうと、それぞれの事業について、若干の濃淡があるのだろうと思う。

御提案の中に具体的に挙がっているのは、例えば、利用者支援事業。これは、こういうサービスがありますよという御案内をコーディネートしてさしあげるものである。これは、なかなか利用者サービス、利用者支援を使いたいかどうかという割合をアンケートで取っても、非常にふわふわしたものなので使いにくいということがあり、こういったところは実績でいいのではないかとといったような、項目ごとに具体的な御提案もいただいているので、それも御参考にさせていただきながら、個別に考えていきたいと思っている。

(勢一部会長代理) 自治体の現状を共有していただいております、いろいろ手引き等の書き方も御検討いただけるといことで、それはありがたい。

ただ、これからはデジタル化の時代でもあるため、単に文書としての手引きだけではなく、もう少し自治体側がツールとして使えるようなものもあると利便性が上がるのかなと思う。特に任意にすることは難しいという御趣旨であれば、自治体が自由な形で算定ができて、かつ少し悩みを持っているようなところについては、簡便なツールを活用できるというようなところも御検討いただけるとありがたい。

(こども家庭庁) 例えば、照会をする場合であっても、一斉照会システムのようなものなどもあるため、なるべく集計等を早くできる方法も考えたい。

ただ、少し悩ましいのが、今回手引きが非常にごちゃごちゃしていることも課題ではあるが、全国で使えるようなものを、我々が机上でいろいろと考えて、こんなものがあると紹介すると、大都市であろうと、小さな町だろうと、皆がそれに当てはめて、例えば、同じエクセルの様式を持ってきて、この数字を埋めればいいと、利用割合を埋めてくれればいいからというような感じの様式になってしまうと、日本中がそれにとられるということになってしまう恐れがある。逆に我々は手引きにおいて自由化を明確化しており、例えば、法律にも書いてあるように、地方自治体において、地域の会議で意見を聞き、需要の見込み等について、すごく簡素に

できるやり方があって、住民に説明責任が果たせるのであれば、それでもいいですよと書いている。そういう意味では、1,741通りありそうなやり方をしているので、デジタルにふさわしいかどうかというのは、少し悩むところでもある。同じ式に当てはめればいいというのであれば、もうこれでいってくださいという感じなのだが、恐らくその発想で平成24年につくって、それが逆に今、皆それにとらわれてしまって、こんなややこしい算出をどうやってやるのだという声も出ているので、いずれしても、自治体の方の負担感がどうすれば一番減るかという目的意識に立って、検討を進めさせていただきたい。

(大橋部会長) 提案募集は時期の制約もあるものなので、先ほど言ったような形での基本的な考え方が変わらないということであれば、今おっしゃったように、やはり現在の手引きは影響力がすごく強く、そちらが何か少し書き込むと、皆がそれに従って走ってしまうということなので、ある程度過去の実績値を踏まえて、提供体制がきちんと確認できれば、それでやってくださいという趣旨であるならば、それを正面に出して改訂いただきたい。できれば年内にも、そういう通知等をはっきり出すような形で安心させていただけると非常にありがたい。そういう方向で御検討いただければと思う。

<通番9：幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長（こども家庭庁、文部科学省）>

(大橋部会長) 今回、この提案を拝見して、幼保連携型認定こども園自体が全体として規模を拡大しているということで、本当に社会的な需要が大きいということを実感している。

そこに2つの資格を要求しているということで、9割の保育教諭の方は、皆さん努力してやってきたのだけれども、社会的な需要がさらにそれよりも大きく上回って追いつかない状況がある。それで1割の保育教諭について、ほかの類型に逃げていったら、何のための施策か分からなくなるという非常に前向きな提案で、それについての折り合いをしてほしいということ。今、積極的にそれを受け止めていただいていると理解している。具体的にスケジュールを見ると、延ばしていただいた期限が先に迫っている。主務官庁のほうで、延長する意向であれば、早めにそれを示していただいたほうが現場は安心し、逃げる人もとどまる。スケジュールを、なるべく早く示していただきたい。

(こども家庭庁) 資格もしくは幼保連携型認定こども園の制度そのものに関わるものなので、こども家庭審議会において御議論をいただきたい。

御指摘は、ごもっともだと思うので、それを踏まえ、こども家庭審議会ですらういったスケジュールで議論を進めるかも含めて、今後、御提示できればと考えている。

(大橋部会長) 提案募集は、年末の閣議決定を経て返事を提案団体に返すような仕組みになっている。タイムスケジュールの中でなるべく早くいただきたい。審議会に出しても、審議会の先生もこういうことであれば反対するということはないと思う。審議会の設定を早めにしていただいて、議題に挙げていただきたい。見通しはいかがか。

(こども家庭庁) これに関わるこども家庭審議会のもとに立ち上げる委員会なりが必要かと思っている。それを早急に立ち上げるべく、今、調整をしており、また正式な回答をしたい。

(大橋部会長) また次にヒアリングを予定しているので、ぜひ、それに合わせて回答を用意していただきたい。

<通番18：保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止（こども家庭庁）>

(大橋部会長) 保育の質の向上を子育て施策の中心に置いて尽力されるという、その全体的な方向性は理解している。

ただ、今回の第1次回答を見ると、少し提案団体にとっては厳しい言い方になっている気がして、時間もある中というような言い方をされると、何もしないでやってきたというようなニュアンスもうかがわれる。これまでも提案があって、特例期限の延長を認めてきたが、それは保育の質を下げようという趣旨は全くなくて、提案団体において保育の受け皿の拡充に努めている実績や状況を確認した上で、そのような中でも、受け皿が確保できないという事情を踏まえて、施設ごとに質や安全が確保されることを前提に特例を認めてきたと思っている。

その上で、この特例措置は、全国一律で活用できるものではなく、要件を満たして適用対象となる自治体が活用できる制度である。適用対象の自治体数が35から2になり、実際に活用している自治体が提案団体のみであるからそろそろ終わりにしましょうというような趣旨のものではなく、むしろ、全国で1団体でもあるのだ

とすれば、寄り添って何らかの配慮が必要であると考え。

また、提案団体における保育所やこども園に通っている、通おうという人にしてみれば、特例措置が全国的か地域的かということとは関係ないのではないかと。万博を控えてということや大規模マンション建築ということで、受け皿を広げてきたにもかかわらず、さらに需要が高まり続けているという事情もあって、少なくとも期限の延長は認めていただきたいというのが提案の基本的なスタンスであるのだが、いかがか。特にこの制度の性格について、全国施策で残りが幾つになったから廃止するという、そういう形では進めてこなかったという認識であるが、この点はいかがか。

(こども家庭庁) 少し建前になってしまうが、基本的には、最低基準というのは最低基準である。

その上で、待機児童というのが全国的な非常に深刻な問題であるということで、政府として国全体のものとして、面積基準を柔軟化することを極めて例外的に認めてきたというのが建て付けである。

質の向上ということも、いろいろな質がある。保育士の資質の向上や人材確保といったものも質の問題であるが、物的な条件ということも、質の問題としては非常に大きいと思っている。例えば保育室に小さな子どもたちがたくさんいるというのは、決していい状況ではないということで、いろいろな科学的な根拠に基づいて最低基準があり、質を確保しているのであって、この特例措置というのは、言葉遣いとして難しい部分もあるが、若干質は犠牲にしつつも、量を確保してきたという要素は否めないのではないのかというのが、考えているところである。

ここまでの考え方であるが、御指摘のように、特例措置を活用しておられる団体は1団体となっているが、様々な個別の事情もあるのだと思う。

提案団体の資料を拝見して、一生懸命保育の受け皿については増やしつつ、一定の待機児童が減りつつ、待機児童自体は4人であるが、提案団体独自の考え方で保留というような考え方で一定の人数を出されていると伺っている。そうした努力をしておられることも存じ上げているので、いずれにしても、特定の自治体になったということでもあるので、事情をお聞かせいただきながら、どうするのが一番ベストな答えなのかということ、我々としても考えたいと思う。

ただ、申し訳ないが、論理的には、やはり質と量というのを確保するというのは、両方大事な話であるが、今までは量のほうを重視してきたのを、いよいよ質のほうにと言っているときに、やはり面積というのは質の重要な要素であるので、ここは、提案団体におかれても、御尽力を引き続きお願いしたいというのは、思いとして持っているところである。

(高橋構成員) この問題、御承知のように、分権が始まってから何度も延長について議論してきた。所管府省の考えは所管府省の考えで、分権の側としては分権の考え方があって、結果、今まで延長を認めてきた。

確かに質の向上の時代に入ったとはいえ、我々で合意した、特例が認められる市町村の基準というものがある。さらに、現在でも少なくとも該当している自治体があるという中で、この制度そのものの意義、別に大橋部会長がおっしゃったように地域的な話であるので、制度として存続する意味がまだ現在としてあると思う。

そういった意味では、適用対象となる自治体が少なくなってきたとしても、少なくとも2団体存在しているという中では、この制度自体は存続させる必要があるのではないかとと思うが、いかがか。

(こども家庭庁) 全国的なというよりは、極めて地域的な課題となっているので、我々としても、地域の実情をしっかりと踏まえて、どのような答えがベストなのか、量、質の双方の観点から、考えさせていただきたいと思う。

(大橋部会長) 提案団体では多額の予算措置により1万1700人分の受け皿を拡充して、引き続き枠を広げる方向でも尽力されているので、特例措置の活用を認めることによって、全国的に足を引っ張るということにはならないのではないかとと思う。できるところは、さらに基準を上にとすることでやっつけられるのだと思うので、質の向上のため、進めるところは進めていただいて、一方で大都市特有の事情が提案団体にはあって、提案団体の状況を確認した上での対応が必要だということであれば全国的にも共感は得られるのではないかと。

本件は、質の向上に重点を移していく流れに逆行する提案ではないと考えており、個々の地方公共団体で事情も異なるので、目指す方向が同じだとしても、対応の仕方は変えないと、全国一律でというのは、なかなか難しいところもあるかと思う。事務局と提案団体の事情も聞いていただき、延長というような形か、それに類するような方策を考えていただきたい。

<通番11：要介護（要支援）認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し（厚生労働省）>

- (厚生労働省) 提案団体からの問題提起を真剣に受けとめ、具体的な問題解決のため、問題がどこにあるのか、どのような解決策が合理的かについて、提案団体と相談しながら探求したい。
- (大橋部会長) 事務局立会いの下で実情を聞き、検討をお願いしたい。2005年の法改正の際は、新規申請に係る認定調査を指定居宅介護支援事業者等に委託したことによって、実際に問題が生じた等の背景があったのか。
- (厚生労働省) ファクトとして調べづらく、実態や数値等は把握していなかったと思われるが、有識者から「保険制度である以上、保険事故があったかどうかの事実認定の段階で、認定すれば自分の商売につながるといのはおかしい」と指摘され、見直すことになったと思う。
- (大橋部会長) 更新・区分変更申請に係る認定調査は、実際に指定居宅介護支援事業者に委託しているという現状があり、新規と更新・区分変更で同じような項目について調査していることから、事業者にもスキルは備わっていると考えられる。また、認定調査だけで全てが決まるのではなく、認定審査会で医師が指摘することも可能で、あくまでも認定調査は最初のファクトファイディングの段階であり、介護サービス利用までに複数の段階が存在していることから、新規申請に係る認定調査も指定居宅介護支援事業者等に委託して問題ないのではないかと。
- (厚生労働省) 実際に自治体が行っている認定審査会を視察したことがあるが、膨大な量の審査をしている。提出された書類に記載されていることは、基本的に事実として認めた上で、専門家が要介護や有効期間等について議論しているのが実情であるため、ファクトファイディングが重要であると考えている。「そこに利益相反の可能性があるのではないかと指摘をされたときに、「それはありません」というのが、なかなか難しいところ。何か制度的な仕組みの工夫があれば可能であるかもしれないが、当時は「新規申請に係る認定調査は原則市町村実施にする」という制度的対応をした。最近の事情や提案団体の具体的な事情を聞いた上で、どういった解決策が考えられるか探求してまいりたい。
- (大橋部会長) 更新・区分変更申請に係る認定調査を、実際に指定居宅介護支援事業者等に委託している中で、不正等について何か報告されているか。
- (厚生労働省) 更新・区分変更においては、既にサービスを提供してきた実績があり、その間、利用者の状態がどう変化したかについても記録されている。対象の65歳以上の方が約3600万人いる中で、認定を受けているのは約700万人、実際に介護サービスを受けているのは約600万人であるが、新規認定は非常に重要であると考えている。客観性について疑われないよう、基本的には市町村実施を原則とし、委託する場合には、県が委託先を指定するという制度的な立てつけの中で利益相反を防止し、公平性を保っているところ。
- (大橋部会長) 実態として、新規申請数増加等により、申請から認定までの期間について長いもので2か月かかったという声もあるが、こういった現状について把握しているか。
- (厚生労働省) 処理期間については、平均約1か月かかってしまっている現状を把握しており、事務手続きの簡素化や好事例の横展開を通じて、自治体とともになるべく短くなるよう努力している。
- (大橋部会長) 千葉県の指定市町村事務受託法人が3つという数字を聞くと、受け皿が非常に少ない印象を受ける。認定まで期間がかかっていることや、調査主体数の少なさを考えると、誓約書や報告を求めると等を間にはさんで中立性を保つことで、ボトルネックを緩めるような工夫が必要であると考えている。提案団体にも実態を聞くということなので、方策を検討いただきたい。
- (厚生労働省) 千葉県のように、指定市町村事務受託法人の数が少ない県がある一方、多いところもある。複数の県で受託事業者になっているような業者もあり、解決策はあると思うので、検討してまいりたい。
- (大橋部会長) 新規申請に係る調査主体が限定されていることで処理日数がかかり、市民を待たせてしまっている実態があるならば、多元的に中立性を求めて、指定居宅介護支援事業者等に委託できるようにする必要があると思う。中立性を保てる方策についても検討し、第2次ヒアリングで聞かせてもらいたい。
- (伊藤構成員) 追加共同提案団体が全国に広がっており、千葉県固有の問題というわけではなさそうなので、一般的な自治体の支障だと認識した上で、対応策を検討いただきたい。
- (磯部構成員) 提案団体のケースだけではなく、汎用性のある問題だと捉えていただきたい。
- (大橋部会長) 事務局立会いの下、提案団体の話を聞き、アイデアを出し合ってもらいたい。事務局から何かあるか。
- (泉参事官) 提案団体にも意向を確認した上で、どういう解決策があるか、話を聞く場を設けたい。

(大橋部会長) では、提案団体の意見を踏まえた検討の結果を、第2次ヒアリングで聞かせてもらいたい。(厚生労働省) 承知した。

<通番38：獣医師法に基づく届出をオンライン化すること（農林水産省、国土交通省）>

(大橋部会長) 前回の提案から、獣医師法に基づく届出のオンライン化を実現していただいたところ、經由事務の問題だけ残っている。日本の法律の中に、こうした經由事務の手続はたくさんあり、都道府県を経てから国に上げるという仕組みが色々な法律で存在している。ただし、それは昔のように、交通事情が悪かったり、通信手段がなかったりしたために、地元が1回受けて国に上げる必要があったというだけで、最近では、オンラインにより直接国に繋ぐことが可能であれば、間に都道府県が入って、逆にそこでまた一つ仕事を増やすというのは、分権の観点からもよくない。こうした観点から、こうした經由事務は廃止する方向で全体的にお願いしている。

結局、最後に残る問題は、本日御説明があったように、都道府県が蚊帳の外に置かれるとよくないので、情報共有できるような仕組みがあればいいというところがポイントである。類似の先行事例として医師法があるが、医師法においては、本日御説明があったようなシステム上の問題や個人情報の問題があったものの、それらをクリアした上で、都道府県が閲覧しようと思えば閲覧できるという形での情報共有を可能としたシステムを構築している。せっかくオンライン化し、ここまで現代化したにも関わらず、受付・受理というアナログなものが残っているというのは、非常にもったいなく、システムの良さが最大限発揮できていないような気がしていた。そのため、本日、經由事務廃止の方向で検討をお願いしたいと考えていたところ、先ほど御検討の筋道を示していただいたので、ぜひその方向でお願いしたいと考えている。具体的には、年内には方針のようなものが決まるという認識でよいか。

(農林水産省) 方針については、先ほど申し上げたとおり、システム面は、既に相談を始めている。もう一点、個人情報の観点については、さらに個人情報保護委員会と相談した上で、まさに部会長がおっしゃるとおり、年内に方針を決める方向で取り組みたいと考えている。

(大橋部会長) 他の先行事例の研究や情報共有はしているのか。

(農林水産省) ある程度承知しているので、そういった意味では、農林水産省の優れた部分のeMAFFのシステムを使いながら、先ほど部会長からも御発言があったが、一番求められている国が得たデータを県が見られる形での方向で、次回の令和7年1月の届出の際には実現できるように努力したい。

(大橋部会長) 次回の第2次ヒアリングにおいては、是非具体的な方向性を示していただきたい。また、この類の提案は、これまでも対応してきた実績があり、事務局において情報提供等の御協力ができるので、何か不明点等あれば事務局を是非御活用いただきたい。

<通番2：公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること（デジタル庁、法務省）>

(大橋部会長) このシステムが完成した暁には、1か所に登記情報があるため、公用請求であっても、事前の提供のチェックが済んでいる場合、そこに見に行けば、簡単にオンラインで見て取ってこられるということか。

(デジタル庁) そういうところを、今、目指して検討している。

(大橋部会長) 確かに申請者の証明書の添付については、今もオンラインで便利にはなっているが、公用請求では、申請はオンラインで可能であっても受け取りについては郵送というアナログな手続が出てきており待てられない。多くの場合、自治体職員が移動して実際に窓口に行って取るが、窓口でも混んでいて、非常に時間を待たされているので、その移動時間プラス待ち時間というものを延べ掛け算していくと、全体として膨大な無駄が出てしまうため、その解決策として出てきたものが今回の提案である。そもそもなぜ公用請求のときに、片道だけオンラインと、行き別れみたいな仕組みになったのか。

(法務省) もともと登記制度の枠組みの中では、登記情報を公開するための手段として、紙を原則とする設計になっており、この紙をどうにかしてお渡りする必要がある。その場合は、窓口に取りに来ていただくか、郵送でお返しをするが、物理的な紙をお渡しする方法として、それしかないため、現状としては、そのような方法を採用させていただいている。

(大橋部会長) 昔の行政は紙ベースであるが、その後オンラインが発達してきた中で、古いものが残ってしまっているのは確かである。これを何とか解消したいが、システムの完成は2030年予定である。今、2023年で、こ

の提案募集の制度は少しせつちな仕組みのため、年度末までに一定の成果を提案団体にお示ししていただきたい。完成までの7年間の過渡期について、現状、アナログな対応で非常に苦勞しているという実態があり、2030年の完成に至るまでの間、何とか自治体が耐えしのげるような合理化プランも一緒に合わせていただきたい。

(デジタル庁) ある程度実現されているオンラインの仕組みをうまく利用して、部分的にでも前倒しで提供できるような機能はないか法務省と検討を進めている。

(大橋部会長) オンライン申請は今もできているが、もらうときは紙ベースで、実際に伺って待ち時間があり非常につらいため、オンラインで受け取らせてもらうという簡便な方策を検討いただきたい。

(デジタル庁) そのやり方を、今まさに検討している。

(大橋部会長) 次回までにその道筋を伺いたい。

(デジタル庁) 我々の検討がいつぐらいに固まるか、まだ見えていないところがある。

(大橋部会長) ぜひ、そこを含めて、暫定策と併せてお聞きしたいので、事務局とも相談しながら進めていただきたい。

(デジタル庁) データのデジタル化は、結構難しい作業で紙ベース、文字ベースになると、表記の揺れがある。あるいは、漢字もバリエーションが多く、例えば、ものによっては10種類、20種類、文字のバリエーションがある。それを、例えば、デジタル化したときに、全部新たなスマホで表示できるかということ、実はそうではない。例えば、デバイスによっても表示できる文字の種類数が異なっていると、どこかで合わせておかないと表示できない状態になってしまうというシステム技術的な課題もあり、どこまでできるかというのは詰めていきたい。

(大橋部会長) 2030年という目標があり、そこまでの間、非常に現状のレベルが低いので、何をやっても改善にはなる。一挙解決ではなくても、これをすれば、こんなときに使える等、いろいろアイデアを出していただきたい。少なくとも待ち時間や、移動時間と言っている自治体は負担が大きいので、そこを救えるような手立てを、一個でなくても、いろいろ出していただければと思う。

(デジタル庁) デジタル庁としては、完成系は完成系として目指しつつ、そこに至るアプローチの中で、前倒しで活用できるところを検討する。

(大橋部会長) 今でも、デジタル技術としてコンピューターを利用できる社会インフラがある中で、それでどこまでできるのか。

(デジタル庁) 今もある程度はあるが、まさにおっしゃるとおり。今、紙ベース、文字ベースになっているのを、どのようにデジタル化するか。我々は、まさに産みの苦しみと日々戦っている。

(大橋部会長) 方向性は同じなので、ぜひ積極的に検討いただきたい。提案募集にはスケジュールがあるので、その中でお示しいただくようお願いしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)